

生徒心得

1. 総 則

生徒各自が本校の校訓である「自律・創造・向上」の意味をしっかりと認識し、その精神に根ざした生活行動を実践する。

また、「人間が人間らしく生きる」とはどのようなことかを常に考え、他者との関わりを踏まえながら、自らの意志でその実現に努める。

2. 日 常 生 活

- 1) 校内外を問わず、守るべき規範に対し自分がどのような関係にあるのかを常に考え、自らの意志力でそれを遵守する。
- 2) 常に他者の存在を忘れず、自身の言動が他者にどのような影響を与えるかを配慮しながら、とるべき行動をしっかりと行う。
- 3) 広い視野を持ち、自らの目標を設定し、その実現に向けて全力を尽くす。
- 4) 学校内は勿論、集団及び社会全体における自分の役割と責任をしっかりと捉え、その実現に努める。

3. 服 装

- 1) 容姿及び服装は、端正にして清潔なものとし、別に定める「服装規定」を厳粛に捉え、これを遵守する。
- 2) 夏季期間は別に定める「服装規定」に従い、略装を認める。
尚、その期間については随時提示する。

4. 所 持 品

- 1) 生徒手帳は常時所持する。
- 2) 必要以上の多額な金銭は所持せず、しっかりとした自己管理を行う。

5. 下 校 時 間

- 1) 原則として、授業日は19時、休業日は17時とする。但し、担当の教職員が付く場合、この限りではなく、担当教職員の指導に従う。

6. 外 出 等

- 1) 夜間の外出は原則として、21時までとし、家庭との連絡を密にとる。
- 2) 高校生として好ましくない場所には出入りしない。
(例 パチンコ等の遊技施設、酒類を主として営業する店舗 等)

7. 届出及び願出 (別紙 様式による)

- 1) 以下の場合、学校にその旨を事前に届け出、許可を得る。
 - ア 校外団体への加入
 - イ 各種集会の開催
 - ウ アルバイトを行う場合 (別に定めるアルバイトの要件を満たしていること)
 - エ 運転免許証を取得する場合 (交通通学規定に従う)
 - オ その他必要と判断されるもの
- 2) 以下の場合、学校にその旨を届け出る。
 - ア 住所・保証人・その他身上に変化が生じた場合
 - イ 学校の管理下で事故が発生した場合
 - ウ 物品を遺失及び拾得した場合
 - エ 旅行等で家庭を離れる場合 (保護者の承認が必要)
 - オ 親族の不幸で忌引きとなる場合
 - カ その他必要と判断されるもの
- 3) 以下の場合、学校にその旨を願出、許可を得る。
 - ア 休業日の校舎及び校具を使用する場合
 - イ 何らかの理由で、異装する場合
 - ウ 校舎内外で火気を使用する場合
 - エ 大会参加、受験等で公欠をする場合
 - オ その他必要と判断されるもの

8. 欠席・遅刻・早退・外出

- 1) 事前に連絡可能な場合は、HR担任にその旨を伝える。
- 2) 遅刻の場合は、入室許可証の交付を受けて、教科担任に提出する。
- 3) 早退または外出する場合は、HR担任の許可を受け早退許可証または外出許可証の交付を受ける。

9. 忌 引

- 9 忌引日数については次のとおりとし、遠隔地の場合は必要な往復日数を加えることができる。
- 1) 父母の死亡 7日
 - 2) 祖父母・兄弟・姉妹の死亡 3日
 - 3) 伯叔父母・その他の親族 1日
 - 4) 法要は父母の場合に限り1日とする。

(付 則)

制 服 規 程

1. 男 子

(1) 冬 服

- ・上衣（マオカラー）、スラックス（ワントック）とも本校指定品を着用する。

(2) 夏 服

- ・夏期のシャツは本校指定のYシャツ型（長袖・半袖）を着用した略装を認める。
- ・スラックスは冬用、夏用どちらでも着用可とする。
- ・移行期間も含めて寒暖の変化への対応のために指定シャツの上に本校指定のカーディガン（刺繍入り）を着用することができる。

2. 女 子

(1) 冬 服

- ・セーラー服、スカート（親子ヒダ）、とも本校指定品を着用する。
- ・セーラー服には本校指定のリボンを着装すること。
- ・夏冬ともにスカート丈は膝頭が隠れること。
- ・冬制服には胸章をつけること。
- ・寒暖の変化への対応のために冬制服の上に本校指定のカーディガン（刺繍入り）を着用することができる。

(2) 夏 服

- ・夏期のシャツは本校指定のYシャツ型（長袖・半袖）を着用し、スカートは冬用、夏用どちらでも着用可とする。
- ・夏期は本校指定のシャツの上には、本校指定のニットベスト（刺繍入り）またはカーディガンを着用することができる。

(3) 年間を通じて女子用スラックスを着用することができる。

3. ストッキングは黒またはベージュとする。

4. コート類

- ・男女共に、コート類は華美でないものとする。

5. その他

- ・指導規準については、年度始めの職員会議にて確認し生徒への自覚をうながす。

附則 この「制服規定」は、令和4年4月1日より施行する。